

奈井江町地域交流センターの指定管理業務に関する年度協定書  
(標準協定書)

奈井江町（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、平成 年 月 日付で締結した奈井江町地域交流センターの指定管理業務に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり

年度における年度協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この年度協定は、奈井江町地域交流センターの指定管理業務に係る管理費用の額を定めるものとする。

(年度協定の期間)

第2条 この年度協定の期間は、 年4月1日から 年3月31日までとする。

(管理費用及び支払)

第3条 甲が乙に支払う管理費用として、金 円（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）を支払うものとする。

2 前項の管理費用は、次のとおり分割した上、乙の請求に基づき支払われるものとする。

回数	支払期日	金額
○回目	月 日まで	円

3 第1項の管理費用のうち、金500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）については、基本協定書第20条第2項に規定する施設又は設備の修繕に係る費用として使用するものとする。

（管理費用の額の変更）

第4条 基本協定書第21条第4号の規定による燃料費等の精算に伴う管理費用の変更のほか、管理費用の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、基本協定書によるものとし、年度協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この年度協定締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 空知郡奈井江町字奈井江11番地  
奈井江町  
奈井江町長

乙